



週間情報



No.2411

発行日 平成24年3月27日

発行所 全国消防長会
(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

両会の動き

◆ IFCAA2012 SAPPORO開催カウントダウンモニュメント除幕式

IFCAA 2012 札幌開催実行委員会

平成24年3月12日(月)、札幌市において「IFCAA2012 SAPPORO」開催100日前イベントとしてカウントダウンモニュメントの除幕式が行われました。

このカウントダウンモニュメントは、IFCAA札幌開催に向けた機運を高めるとともに、東日本大震災1周年という節目にあたり、改めて市民に防火・防災について考えていただくことを目的にJR札幌駅南口広場に設置したものです。

除幕式には、上田札幌市市長、北村アジア消防長協会会長(本会会長)、遠藤IFCAA2012札幌開催実行委員会委員長(札幌市消防局長)、泉山サッポロビール北海道本社代表、三上札幌市議会議長のほか、多くの消防関係者や市民が参加しました。

また、開催地を代表し上田市長が挨拶を行い、続いて主催者を代表して北村会長が挨拶を行いました。北村会長をはじめとして5名の方々による除幕を行い、イベントは盛会裏のうちに終わりました。

なお、本モニュメントはIFCAA2012 SAPPOROが終了するまで、JR札幌駅南口広場に設置されます。



【北村会長による挨拶】



【除幕式の状況】

◆ 東日本大震災活動記録誌発行について

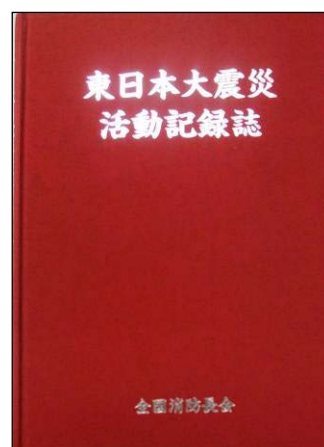
全国消防長会

全国消防長会では、東日本大震災における経験や教訓等を今後の消防行政に反映させるため、被害状況や消防職員の活動状況等について記録誌を発行することを目的として、編集委員を中心として編集作業を行ってまいりました。

記録誌の編集にあたっては、復興に向けて業務ご多忙のなか活動記録の作成をしていただいた被災地消防本部、被災地で活動に従事した関係消防本部、活動手記を投稿していただいた職員及び消防庁をはじめとする関係機関のご協力により、記録誌を発行するに至りました。

記録誌については、各消防本部及び関係機関に平成24年3月26日(月)以降に発送しますので、今後、研修や講習会等で効果的な活用についてご配慮をお願いいたします。

また、発送に先がけて、平成24年3月23日(金)に、本会事務総長より、久保消防庁長官へ本記録誌を贈呈いたしました。



【東日本大震災活動記録誌表紙】



【坂井事務総長から久保消防庁長官へ記録誌の贈呈及び説明】

◆ 構造改革特別区域法に基づく特別養護老人ホーム等に係る特例措置を全国展開するための要件について」厚生労働大臣あてに要望を実施

全国消防長会

平成24年3月23日（金）、厚生労働省において、予防委員会常任委員である常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 松崎消防長により構造改革特別区域法に基づく特別養護老人ホーム等に係る特例措置を全国展開するための要件について厚生労働大臣あてに要望を実施しました。

要望の内容については、以下のとおりです。

【構造改革特別区域法に基づく特別養護老人ホーム等に係る特例措置を全国展開するための要件について】

近年、平成18年1月に長崎県大村市の社会福祉施設で発生した火災をはじめ、平成21年3月には群馬県渋川市、平成22年3月には札幌市における同様施設の火災でも、多くの人命が失われ、負傷者も発生したところであります。また、今後ますます高齢化が進展するなか、社会福祉施設における火災の発生について、危惧しているところであります。

今般、貴省より「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案」に係る意見募集が行われたところであります。そのなかの一つ「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正案」（以下「改正案」という。）では、①消防長又は消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成、②夜間を想定した避難訓練、③地域住民等との連携体制の整備（以下「3要件」という。）を満たしている場合には、特別養護老人ホーム等の2階に居室を設ける場合等にも準耐火建築物とすることを可能とすることとなっております。

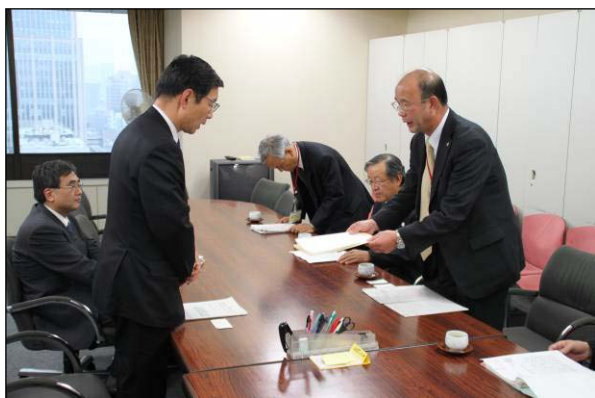
しかし、当該3要件は、第一に、「相談を受けた消防長等が避難マニュアルの適否について判断できる明確な基準」、「実際に避難マニュアルどおり避難できるか否か」、「避難訓練を実施した結果の良否」、「地域住民等との連携体制の整備の実効性」等については何ら触れられていないこと。第二に、避難訓練の適否など施設が運用開始された後でないと判明しない事項があることから、新築の建築物について消防長等が建築主事等から消防法第7条に基づく同意を求められた場合、適法であるか否か回答できないこと。第三に、入所者の状況、職員の異動等に伴う避難訓練の技量等変化する要素が大きいことから、要件が遵守されているか否か日々確認していかなければならないこと。

以上のように、人命安全の確保及び事務運用上の観点等からして問題があるものと思料します。

このことから、特別養護老人ホーム等の2階に居室を設ける場合等にも準耐火建築物とすることを可能とする要件については、次のとおり修正するよう、全国消防長の総意をもって要望いたします。

- 1 避難訓練等のソフト面の対策は、要件が遵守されているか否か日常的にチェックすることは極めて困難であることから、当該対策を要件とすることは避けるべきであること。
- 2 仮にソフト面の対策を要件の一つとする場合であっても、その前提として建築物の位置、構造及び消防用設備等ハード面の対策の充実により入居者の安全が図られるよう、法令等に所要の基準を明確に規定すること。
- 3 ハード・ソフト両面の対策を合わせて要件とする場合にあっては、ソフト面の対策に応じて付加すべき消防用設備等のハード面の対策について、客観的に判断できるような明確な基準を策定すること。

- 4 要件に適合しているか、あるいは適合しなくなった場合にどのような措置を取るかについては、認可権者である都道府県知事等の責任において明確にすべきであること。



【要望書を提出する松崎消防長】



【要望活動実施状況】

◆ 平成23年度「消防機器の改良・開発及び消防に関する論文」会長賞入選作品の決定

(財) 全国消防協会

標記について、平成24年3月23日(金)「平成23年度「消防機器の改良・開発及び消防に関する論文」会長賞入選作品の決定について(通知)」(平成24年3月23日付け全消協第382号)を发出了しました。

本年度は、全国の消防職員から137作品の応募があり、地区支部選考委員会及び協会選考委員会による選考が重ねられ、このほど会長賞入選作品が決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 会長賞入選作品
(財) 全国消防協会ホームページ (<http://www.ffaj-shobo.or.jp>) をご参照ください。
- 2 会長賞の表彰・最優秀賞受賞者による発表
 - (1) 開催日
平成24年6月21日(木)
※ 開催日については、今後、変更(6月20日(水))となる場合があります。
 - (2) 場 所
第64回全国消防長会総会会場
「札幌コンベンションセンター」(札幌市白石区東札幌6条1丁目)

【問い合わせ先】事業企画課

担 当：加賀谷、松本

電 話：03-3234-1321

E-mail：jigyo-3@fcj.gr.jp

◆ 消防教科書改訂版の発行について

(財) 全国消防協会

以下の消防教科書が改訂され、3月中旬に発行となりましたので、既刊の消防教科書と合わせて執務資料等としてご利用下さいますようご案内します。

- 消防理化学・実験 980円(消費税込、以下同じ)
 - 消 防 制 度 940円
 - 救 急 980円
- ・ 送料は、申込者の実費負担とさせていただきます。
 - ・ 電話でのお申込は受付けておりませんので、FAX、Eメールまたは郵送でお願いいたします。
 - ・ 本会ホームページにてExcelファイルの申込書がありますのでプリントアウトしてご使用ください。
 - ・ 請求書及び銀行振込用紙は後日郵送となります。

【問い合わせ先】総務課
担 当：清水
電 話：03-3234-1321
FAX：03-3234-1847
E-mail：zaimu-5@fcaj.gr.jp

◆ 事務局職員の人事異動

全国消防長会

平成24年4月期の本会事務局職員の人事異動について、下記のとおりお知らせします。

記

1 平成24年3月31日付け異動

【帰任7名】

沼尾 昭 仁	東京消防庁へ	(組織担当課長)
加賀谷 敦 己	横浜市消防局へ	(事業企画課長)
山本 賀 博	堺市消防局へ	(企画課 企画第二係長)
生貝 剛	市川市消防局へ	(情報管理課 情報管理第二係長)
和田 壮 太	大阪市消防局へ	(事業企画課 警防防災担当係長)
松本 充 弘	さいたま市消防局へ	(事業企画課 技術担当係長)
田中 秀 夫	京都市消防局へ	(事業管理課 総務担当係長)

2 平成24年4月1日付け異動

【着任7名】

吉澤 亮	組織担当課長	(東京消防庁から)
渡辺 又 介	事業企画課長	(横浜市消防局から)
山下 晴 司	企画課 企画第三係長	(堺市消防局から)
菊田 秀 憲	情報管理課 情報管理第二係長	(横浜市消防局から)
佐藤 孝 行	事業企画課 警防防災担当係長	(大阪市消防局から)
原田 哲 哉	事業企画課 技術担当係長	(さいたま市消防局から)
金城 周 蔵	事業管理課 総務担当係長	(京都市消防局)

【局内異動1名】

榎下 昌 二	企画課 企画第二係長	(企画課 企画第三係長)
--------	------------	--------------

◆ 事務局職員の人事異動

財団法人 全国消防協会

平成24年3月31日付け事務局職員の人事異動について、下記のとおりお知らせします。

記

【退職】

八 田 博	企画部長
黒 田 貞 恵	総務部財務課業務推進係主事

消防本部の動き

◆ 第20回全国救急隊員シンポジウム開催

浜松市消防局（静岡）

（財）救急振興財団

平成24年2月2日（木）、3日（金）の2日間、静岡県浜松市のアクトシティ浜松で「第20回全国救急隊員シンポジウム」が開催され、全国から救急隊員や医療関係者等、延べ6,332名が参加しました。

第20回の記念大会にちなみ、メインテーマに「“20年の歩みをこれからの救命の決意に！！”
はたち
～二十歳の誓いを浜松から～」を掲げ、「救急救命士制度20年の歩みと今後の展望」と題した「特

別記念討論」をはじめ、「救急救命士制度20年の歩みを振り返って」のパネル展示など、どのプログラムも、様々な救急業務の課題を取り上げ、今後の課題解決につながる充実した内容であり、一般発表でも質の高い内容が多く、「救命の決意」を感じさせる、熱気溢れるシンポジウムとなりました。

このシンポジウムの発表内容等は、「第20回全国救急隊員シンポジウム議事録」に掲載し、3月中旬に全国の各消防本部宛に配布しました。

また、次回の「第21回全国救急隊員シンポジウム」は、平成25年1月24日（木）、25日（金）に、岡山市で開催されます。



【実施会場 アクトシティ浜松】



【開会式の様子】

◆ 新消防艇『飛龍』の一般公開を開催しました！

福岡市消防局（福岡）

福岡市消防局では、平成24年2月26日(日)福岡市博多区（ベイサイドプレイス博多）において、平成24年3月1日からの運行開始の前に新消防艇『飛龍』の市民への一般公開を行いました。

一般公開には大勢の市民の方々に訪れていただき、新消防艇に対する期待の大きさと市民の防災意識の高さを感じることが出来ました。

この一般公開にあわせて、「はしご車の体験試乗」や「消防音楽隊の演奏会」等のコーナーを設けた体験型イベント「来て！見て！体験！消防たい(隊)」を実施しました。



【消防艇一般公開の様子】



【福岡市消防音楽隊の演奏会】

◆ 「ラリー形式の消防救急想定訓練」を実施

新潟市消防局（新潟）

新潟市消防局では、平成24年2月29日（水）に当局で2回目となるラリー形式（複数の想定を連続で訓練する。）の消防救急訓練を実施しました。

本訓練は、救急活動の局面判断、指揮能力、リーダーシップ、救急技術などの向上を図ることに主眼を置き、4つの想定で訓練を実施しました。参加隊は、救急隊2隊を1チームとし、8署から混成の4チーム編成で実施しました。

また、救急隊員の処置に対する医学的見地に基づく評価の質を確保するため、日頃から連携している新潟市民病院救命救急センターの医師と看護師も参加し、今後の災害現場において消防と医療がスムーズな連携を図るために、情報の共有が重要であることが再認識されました。

本訓練を振り返り、二次トリアージを含む集団救急災害活動の特異性と救急隊の連携のあり方について課題を見つけることができ、大変有意義な訓練となりました。



【救急想定訓練実施状況】

◆ 防火安全講習会を開催

宝塚市消防本部（兵庫）

宝塚市消防本部では、平成19年度から毎年、市内の防火管理者等を対象に実施している「防火安全講習会」を春季全国火災予防運動週間中の3月2日（金）に、消防本部西消防署合同庁舎で開催しました。

この講習会は、年度毎に対象者を変更して開催しており、今年度は市内でも急増している高齢者施設、グループホーム等の福祉施設を含む6項関係の防火対象物の防火管理者等を対象とし、予防課員と所轄予防係員が講師となり、座学では福祉施設等で特に留意すべき防火管理業務と自衛消防訓練の実施及び消防用設備等の日常点検について、実技では訓練用消火器を用いた消火訓練、模擬通報による通報訓練及び自力歩行困難者の避難を想定した避難誘導訓練を実施しました。

避難誘導訓練では夜間の災害を想定し、狭く見通しの悪い状況下で、いかに効率良く安全に避難誘導するかについて、参加者が被搬送者を体験するなど、確認を行っていただきました。

参加者の方は皆熱心に取り組まれ、防火管理業務の重要性等を再認識されるとともに、より安全な施設運営や入所者及び施設職員への安全・安心への決意を新たにされていました。



◆ プロバスケットボール選手と防火のシュート

湖南広域消防局（滋賀）

湖南広域消防局では、平成24年3月3日（土）に野洲市（野洲地域総合センター）において、「Let's play 防火バスケット with レイクスターズ」を実施しました。

この事業は、春の火災予防運動の主要事業として、市内の小学生とプロバスケットボール選手（滋賀レイクスターズ）との交流を通して、少年期における火遊びの防止や住宅用火災警報器の設置促進などを目的に実施したもので、小学生や地元住民など約100名が参加しました。

参加者は、ボールをバケツリレーのように手渡しし「119」まで数えてシュートするゲームや防火防災〇×クイズなどを楽しんだあと、近くで火災が発生したとの想定で、防火服を着装した選手と放水訓練を行いました。また、最後には小学生と「火遊びはしない！」「住宅用火災警報器の付いていないお家は付ける！」など防火の約束をしました。

参加した小学生は「煙の速さや防火の知識が増えた」など多くのことを学び、改めて少年期における防火教育の大切さを実感しました。



【滋賀レイクスターズとの交流による防火教育実施状況】

◆ 住宅用火災警報器設置・火災予防PRイベントを実施

桐生市消防本部（群馬）

桐生市消防本部では、平成24年春季火災予防運動の期間にあわせ、平成24年3月3日（土）に住宅用火災警報器の設置促進と火災予防のPRイベントを市内のショッピングモールで開催しました。

会場では、アンケートの実施、風船の配布や配備されたばかりの新型救助工作車の展示、子供に人気のミニ消防車にあわせ、桐生地区防火管理者協会・桐生地区危険物安全協会の協力を得て、子供用防火服を作成し人気を集めていました。

その他、おさるさん・うさぎさんの着ぐるみや桐生市のマスコット「キノピー」も参加し会場が大いに盛り上がり、その後、桐生市消防音楽隊の演奏を行い観客の手拍子のなか、イベントを締めくくりました。

消防本部では、イベントの翌日から住宅用火災警報器設置に関する問い合わせが多数寄せられ火災予防の啓発と住宅用火災警報器の設置促進を行うことができました。



【火災予防イベント開催状況】

◆ 防火少年剣道大会を開催

県央地域広域市町村圏組合消防本部（長崎）

県央地域広域市町村圏組合消防本部大村消防署では、平成24年3月4日（日）に大村市（シーハットおおむら）において、春季火災予防運動週間行事の一環として、大村市危険物安全協会主催、大村市・大村市消防団後援により大村市防火少年剣道大会を開催しました。

剣道というスポーツを通して防火思想の普及、健全な少年の育成を目的とした本大会も39回目を迎え、市内の少年消防クラブ（11クラブ）から177名の少年・少女剣士が参加、選手全員による全国統一防火標語の斉唱を皮切りに、個人戦・団体戦で熱戦を繰り広げました。

「剣の道は一日にしてならず。防火の道は一回にしてならず。」少年・少女剣士が本大会に毎年参加することで、防火の芽が大きく育っていつてくれることを期待し防火・防災教育の普及を図ることができました。



【防火少年剣道大会の実施状況】

◆ 積雪期山岳救助訓練への参加

大津市消防局（滋賀）

大津市消防局では、平成24年3月4日（日）に比良山系蓬莱山で、滋賀県山岳遭難防止対策協議会主催の積雪期山岳救助訓練に参加しました。

訓練では、立ち木等がない場所での雪上支点の取り方から、スタティックロープを使用した要救助者の引揚げ、雪上での搬送訓練等を実施しました。

当日は、ガスが発生し強風が吹くなか、救助者としての寒さ対策や栄養補給の重要性を再認識するとともに、雪山での救助活動の困難性を理解することができました。

当消防局管内では、積雪山間地を多く抱えるため、訓練で得た技術を活用し、災害に備えていきたいと考えています。



【積雪のなかでの山岳救助訓練】

◆ 平成23年度新名神高速道路合同防災訓練を実施

甲賀広域行政組合消防本部（滋賀）

甲賀広域行政組合消防本部では、平成24年3月7日（水）新名神高速道路土山サービスエリア雪氷基地において、「平成23年度新名神高速道路合同防災訓練」を開催しました。

訓練では、新名神高速道路の協定に基づき各消防本部（局）（9隊34名）と滋賀県警察本部交通部など8機関（計42名）が、多重衝突事故に対し迅速かつ的確に対応できる体制の確立を図ることを目的とし、多数の要救助者が発生したとの訓練想定で実施しました。

このような大規模な災害から被害の軽減を図るためには、消防、警察及びNEXCO（中日本、西日本）においてそれぞれの責務及び役割を主体的に担うとともに、相互が緊密に連携し管轄地域を越えた広域的な連携体制の強化を図ることができました。

今後も関係機関が効率的に災害対応できる体制を樹立できるよう、訓練を積み重ねていきます。



【新名神高速道路での合同訓練状況】

◆ 「JRC（日本版）ガイドライン2010の全容について」救急実務講習会の開催

藤沢市消防本部（神奈川）

藤沢市消防本部では、平成24年3月13日（火）、14日（水）の2日間、「JRC（日本版）ガイドライン2010」に対する理解を深め、ガイドラインに沿った今後の市民に対する救命講習や救急隊員が行う一次救命処置を効果的に行うことを目的に平成23年度救急実務講習会を南消防署で開催しました。

講習会では、講師として、本ガイドライン策定に係わられた帝京大学医学部救急医学講座主任教授の坂本哲也先生をお迎えし、救急隊員や救命講習に携わる職員、さらには近隣市町の消防職員も出席した講習会となりました。

本ガイドライン作成合同委員会編集委員としてご活躍されている坂本先生からは、本ガイドライン策定までの経緯や海外での状況を交えた救命講習での知識及び救急隊員の行う一次救命処置について、ガイドライン2005からの変更点や薬剤投与・気管挿管などの状況も加えた貴重なご講義をしていただき、今後の救命講習の指導を含めた救急業務を遂行するうえで大変参考となる識見を習得することができました。

また、平成23年8月31日付けで改正された「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に準じた救命講習体制の変更内容と「救急蘇生法の指針2010（市民用）」に準拠した救命講習カリキュラム等指導ガイドの変更内容についての伝達講習を最近の救急行政を取り巻く社会情勢の説明とあわせ実施しました。

当本部では、本実務講習会を機とし、一定期間、応急手当指導員や応急手当普及員への変更教育期間を設け、平成24年5月1日から「救急蘇生法の指針2010（市民用）」に準拠した救命講習をスタートさせる予定です。



【坂本先生による講義状況】

◆ 住所、FAX番号の変更について

○ 31720 山武郡市広域行政組合消防本部（千葉）

新住所 〒283-0062

東金市家徳384番地2

FAX番号 0475-55-0131

※ 電話番号の変更はありません。

（平成24年3月14日より運用開始）

◆ ホームページアドレスの変更について

- 31528 阿見町消防本部（茨城）

新ホームページアドレス http://www.town.ami.ibaraki.jp/fire/fire_index.htm

◆ メールアドレスの変更について

- 84303 高幡消防組合消防本部（高知）

新メールアドレス honbu02@koban119.jp

国等の動き

◆ 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について

消防庁

給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について（平成24年3月16日付け消防危第77号）が危険物保安室長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知されましたのでお知らせします。

電気自動車（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）以下同じ。）は二酸化炭素排出抑制の観点等から今後普及することが見込まれ、これに伴うインフラ整備の一つとして電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）を設置する給油取扱所が増加することが予想されています。

給油取扱所においては、ガソリン等の可燃性蒸気が滞留するおそれがあり、静電気や電気火花などによって容易に着火する危険性が高いため、給油取扱所に設置する電気設備については原則として防爆構造が求められています。一方、急速充電設備は防爆構造とすることが困難であり、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所に設置することが必要であることから、給油取扱所における可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲を明確化し、全国統一的に運用することが求められています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、「電気自動車用急速充電設備の安全対策に係る調査検討会」を開催し、給油取扱所における急速充電設備の設置のあり方に関する検討を行ってきたところです。

今般、当該調査検討会の検討結果を踏まえ、給油取扱所における急速充電設備の設置に係る安全対策について下記（省略）のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、このことに留意され、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【連絡先】危険物保安室

担 当：中本課長補佐、竹本係長

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

◆ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布

消防庁

標記について、平成24年3月16日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成24年2月4日から平成24年3月4日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に対する御意見はございませんでした。これを踏まえて、本日当該省令を公布しました。

1 改正内容

今回の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、E10（エタノールを10%含有するガソリン等）を取り扱う場合の技術上の基準を定めるものです。

2 意見募集の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について、平成24年2月4日から同年3月4日までの間、御意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。

3 省令の公布（省略）

消防庁では、意見公募手続の実施結果を踏まえて、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第12号）を本日付けで公布しました。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240316_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】危険物保安室

担 当： 大上課長補佐、米田

電 話： 03-5253-7524

FAX： 03-5253-7534

E-mail： fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ 火災予防啓発ビデオ「地震火災から命を守るために」の制作・発表

消防庁

標記について、平成24年3月19日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、東日本大震災を踏まえて、地震発生時に住宅内において発生する火災に着目した再現実験を行い、火災予防啓発ビデオ「地震火災から命を守るために」を制作しました。

1 火災予防啓発ビデオ製作の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震源域から離れた首都圏においても、地震と続発した余震により、特に住宅において地震に起因する火災が多数発生したところです。また、我が国は、近い将来において首都直下型地震及び東海・東南海・南海連動型地震等の発生が危惧されているところです。

この火災予防啓発ビデオは、これらを踏まえて、地震の揺れにより製品・器具が関係して発生した火災を再現する実験を行い、同種火災による被害を最小限に抑えるための火災予防啓発資料として制作しました。

2 火災予防啓発ビデオの内容

火災予防啓発ビデオの映像構成は、住宅内において実際に発生した、製品・器具及び可燃物の転倒・落下、通電時の出火等、地震に起因して発生した火災を再現する実験を行い、火災発生のメカニズム及びその予防方法等について、分かり易い映像と専門家の解説を交えた分かり易い内容の映像資料としています。

3 展開

この火災予防啓発ビデオは、各都道府県、消防機関に配布し、消防庁ホームページにおいて自由に視聴及びダウンロードできるよう消防庁ホームページに掲載するほか、各種メディア向けに提供し、幅広く活用していただくこととしています。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240319_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】消防技術政策室

担 当： 椎名・駒場

電 話： 03-5253-7541

FAX： 03-5253-7533

E-mail： t.komaba@soumu.go.jp

◆ 「平成23年度救助技術の高度化等検討会報告書」の公表

消防庁

標記について、平成24年3月22日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等においては、倒壊/座屈建物での救助事案が多数発生する危険性が予測されます。

そこで、平成23年度救助技術の高度化等検討会では、過去の事故事例、高度救助資機材等の検証結果、英国救助体制の調査結果、国内で作成された消防本部の活動要領等を参考に、倒壊/座屈建物での救助活動（運用）をテーマに検討しました。

この度、同検討会において報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

【別添資料】（省略）

「平成23年度救助技術の高度化等検討会報告書」の概要

※ [報告書全文](#)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。

【連絡先】国民保護・防災部参事官付
担 当：松永補佐、小宮係長、中山事務官
電 話：03-5253-7507（直通）
FAX：03-5253-7576

◆ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

消防庁

標記について、平成24年3月23日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成24年3月24日から平成24年4月22日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の主な内容は、以下の三点です。

- (1) 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を、建築物の一区画等に設置することができるよう、当該一般取扱所の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の特例を定めること。
- (2) 圧縮水素充てん設備を顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所に設置することができるよう、技術上の基準を定めること。
- (3) 予防規程に定めなければならない事項に津波対策に係る事項を追加すること。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

○ 詳細については、別紙（省略）の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成24年4月22日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2403/240323_1houdou/01_houdoushiryou.pdf) に掲載されています。

【連絡先】危険物保安室
担 当：大上課長補佐、米田
電 話：03-5253-7524（直通）
FAX：03-5253-7534
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ 「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討報告書」の公表

消防庁

標記について、平成24年3月23日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、平成22年12月に関係省庁と作成した燃料電池自動車・水素ステーション普及開始に向けた工程表に基づき、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」を開催し、従来（35MPa）よりも高圧（70MPa）の圧縮水素を燃料電池自動車へ充てんするための設備を設置する給油取扱所の安全対策のあり方等について検討を行ってきました。

この度、報告書がとりまとめられましたので、公表します。

なお、消防庁では、本報告書を踏まえて速やかに消防法令の改正等の所要の措置を講ずる予定です。

【別添資料】（省略）

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討報告書」の概要

※ [報告書全文](#)については、消防庁ホームページ（www.fdma.go.jp）に掲載します。

【連絡先】危険物保安室

担 当：中本、竹本

電 話：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail: weekly@fcaj.gr.jp